

西那須野交番だより からすがもい!

令和8年
4月号

編集・発行
那須塩原警察署
西那須野交番
0287-36-0030

春の交通安全県民総ぐるみ運動

【運動の重点】

- ・ 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- ・ 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- ・ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進



【運動の期間】

令和8年4月6日（月）から15日（水）までの10日間

【令和8年4月1日から自転車違反 青切符導入 16歳以上から】



【自転車の主な交通違反】

携帯電話使用等、遮断踏切立ち入り、自転車制動装置不良、信号無視、右側通行、指定場所一時不停止等、傘差し・イヤホン使用、並走進行・二人乗り、歩道通行時の通行方法（徐行・停止）等

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



【春の連休期間中における山岳遭難の防止】

春は、山の空気や緑がさわやかで登山者が多くなる季節です。

それに伴い、山岳遭難の発生が懸念され、特に連休期間中は、全国的に山岳遭難が多発する傾向にあります。

山はまだまだ気温が低く雪が残る場所があるほか、寒風が吹きすさぶなど厳しい環境もありますので、登山計画や装備が不十分だと命に関わる場合もあります。十分な装備と計画を心がけましょう。

